

## 芦屋市工事請負契約に係る特例監理技術者取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の工事請負契約約款第10条に規定する建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び専任の監理技術者補佐の資格及び配置要件に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、入札参加申請日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に、受注者（共同企業体の施工による請負工事にあつては代表者となる企業等）と3か月以上の直接的雇用関係にある者でなければならない。

2 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(兼務を認める対象工事)

第3条 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が1件あたり3億円未満の工事（建築工事にあつては、2億円未満）の契約を締結する際、次に掲げる要件を満たす場合は、特例監理技術者を2件まで兼務することができるものとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

- (1) 工事場所が芦屋市内であること。
- (2) 兼務する工事が緊急工事（通年緊急工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）同士でないこと。

(兼務を認める条件)

第4条 前条の兼務を認める対象工事において、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、特例監理技術者の兼務を認めるものとする。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (3) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡体制が確保されていること。
- (4) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(兼務等の手続き)

第5条 受注者は、前2条の規定により特例監理技術者を兼務しようとする場合は、入札参加申請時に「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項(様式第3号)」を提出し、かつ契約締結時に(既に契約を締結している工事について、特例監理技術者を兼務しようとする場合は直ちに)「特例監理技術者兼務届(様式第1号)」を契約所管課に提出しなければならない。

- 2 受注者は、兼務をしている工事の一方が竣工した場合など特例監理技術者の兼務が必要なくなったときは、「特例監理技術者兼務解除届(様式第2号)」を契約所管課に提出するものとする。

(契約変更にかかる取扱)

第6条 特例監理技術者の兼務を認める工事において、変更契約により請負金額の合計額が3億円(建築工事にあつては、2億円)以上となった場合においても引き続き兼務を認めるものとする。

(特例監理技術者の兼務の取り消し等)

第7条 特例監理技術者が兼務する工事において、虚偽の届出はもとより、現場体制の不備又は工事の不良等が確認された場合は、特例監理技術者の兼務を取り消すとともに、指名停止等の必要な措置を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。